

介護保険(ヘルプ)

時津荘ホームヘルプサービス事業 料金表 (介護保険)

平成30年8月1日現在

◇介護予防訪問介護(予防給付) ※ 要支援1、要支援2の方が対象。要支援1の方は「介護予防訪問介護Ⅲ」の利用は出来ません。

サービス種別	訪問頻度(回/週)	月額利用料(円/月)	介護職員処遇改善加算	月額利用者負担金(円/月)		
				1割負担	2割負担	3割負担
介護予防訪問介護Ⅰ	週1回程度	11,680円	1,600円	1,328円	2,656円	3,984円
介護予防訪問介護Ⅱ	週2回程度	23,350円	3,200円	2,655円	5,310円	7,965円
介護予防訪問介護Ⅲ	介護予防訪問介護Ⅱを超える利用が必要な場合	37,040円	5,070円	4,211円	8,422円	12,633円

◇初回加算・・・新規利用及び過去2ヶ月間利用がない場合は最初のご利用月のみ、利用料とは別に初回加算2,270円(利用者負担は認定額)のお支払いがあります。

※ 介護予防訪問介護(予防給付)の利用料は月額となります。月毎の利用回数に差異があった場合でも、毎月の利用料の増減はありません。

◇訪問介護(介護給付) ※ 要介護1～5の方が対象。

サービス種別	訪問時間(時間/回)	利用料金(円/回)	介護職員処遇改善加算	利用者負担金(円/回)		
				1割負担	2割負担	3割負担
生活援助	20分～45分未満	1,810円	250円	206円	412円	618円
	45分以上	2,230円	310円	254円	508円	762円

サービス種別	訪問時間(時間/回)	利用料金(円/回)	介護職員処遇改善加算	利用者負担金(円/回)		
				1割負担	2割負担	3割負担
身体介護	20分未満	1,650円	230円	188円	376円	564円
	20分以上30分未満	2,480円	340円	282円	564円	846円
	30分～1時間未満	3,940円	540円	448円	896円	1,344円
	1時間～1時間30分未満	5,750円	790円	654円	1,308円	1,962円
	1時間30分を越える場合、以後30分毎に	830円	110円	94円	188円	282円
身体介護に引き続き生活援助	20分以上	660円	90円	75円	150円	225円
	45分以上	1,320円	180円	150円	300円	450円
	90分以上	1,980円	270円	225円	450円	675円

◇初回加算・・・新規利用及び過去2ヶ月間利用がない場合は最初のご利用月のみ、利用料とは別に初回加算2,270円(利用者負担は負担割合証記載額)のお支払いがあります。

◇緊急時訪問加算・・・身体介護対象の利用者又は家族の要請に基づき、サービス提供責任者が緊急に身体サービスを提供した場合、1回につき1,130円(利用者負担負担は割合証記載額)が加算されます。

※ 訪問介護(介護給付)の利用料は、1回毎の利用時間とサービス種別に応じて精算されます。(利用者負担額は負担割合証記載額 : 利用料の1割または2割、3割)

※ (注1) 早朝(6時00分～8時00分)・夜間(18時00分～22時00分)の利用は上記利用額に25%増し、深夜(22時00分～6時00分)は50%割増となります。

(注2) 以下の制度において利用料免除・減額措置を受けられている方は、それに応じた利用者負担額となります。

① 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定(利用者負担免除) ② 生活保護(利用者負担免除) ③ 社会福祉法人による軽減(利用料の7.5%が利用者負担)

(注3) 介護保険の区分支給限度基準額を超えてのサービス利用や、サービス内容が給付対象とならない場合は、サービス利用料の全額が自己負担となります。

※ 上記は1回当たりの利用料金です。利用回数が複数になりますと合計した「基本サービス単位+加算単位」に介護職員処遇改善加算率(13.7%)が算定されますので、上記利用料金と若干差異があります。

◆介護職員処遇改善加算は、初回加算又は割増しが発生した場合、その介護報酬単位にも算定加算されます。

※ 利用料金については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。

介護保険(ヘルプ)

時津荘ホームヘルプサービス事業 料金表 (介護保険)

平成28年4月1日現在

◇介護予防訪問介護(予防給付) ※ 要支援1、要支援2の方が対象。要支援1の方は「介護予防訪問介護Ⅲ」の利用は出来ません。

サービス種別	訪問頻度(回/週)	月額利用料(円/月)	介護職員処遇改善加算	月額利用者負担金(円/月)	
				1割負担	2割負担
介護予防訪問介護Ⅰ	週1回程度	11,680円	1,000円	1,268円	2,536円
介護予防訪問介護Ⅱ	週2回程度	23,350円	2,000円	2,535円	5,070円
介護予防訪問介護Ⅲ	介護予防訪問介護Ⅱを超える利用が必要な場合	37,040円	3,185円	4,022円	8,045円

◇初回加算・・・新規利用及び過去2ヶ月間利用がない場合は最初のご利用月のみ、利用料とは別に初回加算2,172円(利用者負担217円)のお支払いがあります。

※ 介護予防訪問介護(予防給付)の利用料は月額となります。月毎の利用回数に差異があった場合でも、毎月の利用料の増減はありません。

◇訪問介護(介護給付) ※ 要介護1～5の方が対象。

サービス種別	訪問時間(時間/回)	利用料金(円/回)	介護職員処遇改善加算	利用者負担金(円/回)	
				1割負担	2割負担
生活援助	20分～45分未満	1,830円	160円	199円	398円
	45分以上	2,250円	190円	244円	488円

サービス種別	訪問時間(時間/回)	利用料金(円/回)	介護職員処遇改善加算	利用者負担金(円/回)	
				1割負担	2割負担
身体介護	20分未満	1,650円	140円	179円	358円
	20分以上30分未満	2,450円	210円	266円	532円
	30分～1時間未満	3,880円	330円	421円	842円
	1時間～1時間30分未満	5,640円	490円	613円	1,226円
	1時間30分を越える場合、以後30分毎に	800円	70円	87円	174円
身体介護に引き続き生活援助	20分以上	670円	60円	73円	146円
	45分以上	1,340円	120円	146円	292円
	90分以上	2,010円	170円	218円	436円

◇初回加算・・・新規利用及び過去2ヶ月間利用がない場合は最初のご利用月のみ、利用料とは別に初回加算2,172円(利用者負担217円)のお支払いがあります。

◇緊急時訪問加算・・・身体介護対象の利用者又は家族の要請に基づき、サービス提供責任者が緊急に身体サービスを提供した場合、1回につき1,086円(利用者負担108円)が加算されます。

※ 訪問介護(介護給付)の利用料は、1回毎の利用時間とサービス種別に応じて精算されます。(利用者負担額は負担割合証記載額 : 利用料の1割または2割)

※(注1) 早朝(6時00分～8時00分)・夜間(18時00分～22時00分)の利用は上記利用額に25%増し、深夜(22時00分～6時00分)は50%割増となります。

(注2) 以下の制度において利用料免除・減額措置を受けられている方は、それに応じた利用者負担額となります。

① 訪問介護利用被爆者助成受給資格認定(利用者負担免除) ② 生活保護(利用者負担免除) ③ 社会福祉法人による軽減(利用料の7.5%が利用者負担)

(注3) 介護保険の区分支給限度基準額を超えてのサービス利用や、サービス内容が給付対象とならない場合は、サービス利用料の全額が自己負担となります。

※ 上記は1回当たりの利用料金です。利用回数が複数になりますと合計した「基本サービス単位+加算単位」に介護職員処遇改善加算率(8.6%)が算定されますので、上記利用料金と若干差異があります。

◆介護職員処遇改善加算は、初回加算又は割増しが発生した場合、その介護報酬単位にも算定加算されます。

※ 利用料金については、法改正・経済的状況の著しい変化等により、相当な額に変更する場合がありますので、時津荘担当職員へご確認下さい。